

令和5年1月26日

市立貝塚病院 経営強化プラン(素案)の概略等について

I. 市立貝塚病院 経営強化プランの策定について

令和4年3月に総務省より示された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「市立貝塚病院 経営強化プラン」を令和5年3月に策定予定である。

II. 経営強化プランの概略について

プランは、当院の現状、経営強化プランの内容及びプランの実施状況の点検、評価、公表等の3部から構成されている。

なお、現在、実施中のパブリックコメントでの意見等を踏まえ、本素案については、一部修正される可能性がある。

1. 市立貝塚病院の現状について

- 医師数は、徐々に増加しているが、内科、麻酔科、放射線科、皮膚科等、一部の診療科の体制が脆弱な状況にある。
- 経常収支は、3期連続で黒字の見通しであるが、新型コロナウイルス関連補助金を除くと赤字の状況が続いている。
- 入院・外来等の稼働状況については、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、令和2年度に大幅に悪化した。令和3年度以降、徐々に回復しているもののコロナ禍前までには、回復していない。

2. 市立貝塚病院経営強化プランの内容について

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- 地域において中核的医療を担う基幹病院として、また、公立病院として、基本的な急性期医療を提供するとともに、民間の医療機関には提供困難な「不採算・特殊部門に関わる医療」、市立貝塚病院の強みである”がん診療”を中心とした「高度・先進医療」、「新興感染症に対する医療」等を提供していく。
- 臨床研修指定病院として、初期研修医の指導のほか、看護師等、コメディカルへの研修の実施についても、重要な役割と認識しており、今後も引き続き対応していく。
- 泉州2次医療圏の医療機関等との適切な役割分担と連携の下、市立貝塚病院に求められる役割を果たしていく。

① 地域医療構想等を踏まえた市立貝塚病院の果たすべき役割・機能

➤ 大阪府の「報告基準」に基づく市立貝塚病院の現在の病床機能

病棟	入院料の区分	病床機能	病床数
3階、4階 北、 4階南、6階	急性期一般入院料 1	急性期	185
5階南	地域包括ケア病棟入院料 2	急性期	45
5階北	緩和ケア病棟入院料 2	回復期	19

※急性期病床の割合：92%

- 大阪府の病院分類では、「急性期病院」に位置付けられている。今後も急性期病院として、現在の病床機能を原則、維持していく。
- 急性期病院としての役割を果たし、機能の強化を図る上で、救急入院等、重症化リスクが高い患者さんや、悪性腫瘍等の大手術の後で経過観察が必要な患者さんを24時間体制で管理する環境整備が課題。急性期一般病棟のうち4床について、高度治療室（HCU）への転換を図る。
- 地域包括ケア病棟の運用については、公・民の適切な役割分担の下で進めるべきものと認識。大阪府の地域包括ケア病棟（急性期機能）の「報告基準」（人員配置：病床当たりの看護師数0.4人以上、平均在棟日数21日以内）をクリアするような運営に引き続き努める。また、急性期一般入院料算定病棟に入院する患者さんが合併症の発生等により回復期病棟に転院できない場合の早期受入を推進する。これにより、急性期機能を持つ地域包括ケア病棟としての役割を果たす。

◆2025年度・経営強化プランの最終年度の病床機能【計画】

病棟	入院料の区分	病床機能	病床数
高度治療室	ハイケアユニット入院医療管理料 1	高度 急性期	4
3階、4階 北、 4階南、6階	急性期一般入院料 1	急性期	181
5階南	地域包括ケア病棟入院料 2	急性期	45
5階北	緩和ケア病棟入院料 2	回復期	19

② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能

- 地域包括ケア病棟の運用、「在宅療養後方支援病院」届出病院としての機能を発揮し、患者さんの在宅復帰を支援していく。

- 在宅医療等に従事するスタッフへの研修実施や関係する医療・介護機関の連携強化に貢献していく。
- 入院前から退院後の外来・在宅療養に至るまで、切れ目なく医療・介護を提供できるよう、地域医療連携室と入退院（在宅）支援室が一体となり、関係機関とも連携を図りながら患者さんを支援していく。

③ 連携強化・機能分化

ア. 高度先進的な「がん診療」の推進について

- 大阪府指定の「がん診療拠点病院」として、公立病院として、民間医療機関には提供困難な、高度専門的な「がん診療」を推進していく。高齢化の進展や医療の高度化に対応していくため、手術支援ロボットの導入等による低侵襲手術の推進や大手術後の安全管理を推進するための高度治療室（HCU）の設置を検討する。

イ. 小児・周産期医療について

- 医師体制が脆弱な泉州南部地域において、限られた医療資源を最大限有効に活用するため、今後も「泉州広域母子医療センター（市立貝塚病院は“婦人科センター”、りんくう総合医療センターは“周産期センター”としての役割を果たす。）」「泉州地域小児科輪番体制」等の取組を継続し、地域住民に必要な医療を提供していく。

ウ. 災害医療について

- 「市災害医療センター」に位置付けられており、災害拠点病院、その他地域医療機関等と連携しながら、中等症患者に対する診療を行うとともに、市災害対策本部の要請に基づき「医療救護班」を派遣し、災害現場での対応にあたる。
- 大規模災害訓練等を定期的実施するとともに、他の医療機関等と連携して災害に対応できるよう、合同訓練や連絡会議の設置等について検討を進める。
- 施設設備を災害対応の観点から総点検を行い、浸水対策等、必要な対策を検討していく。

エ. 医師の研修について

- 研修医の初期臨床研修プログラムは、「市立貝塚病院」と「りんくう総合医療センター」の共同研修プログラム（プログラム名称：STARS）となっている。今後も、りんくう総合医療センターと連携して、研修医の指導に取り組む。

オ. 医療機関間のネットワークの構築について

- 泉州南部の3公立病院及び地域医療機関で、病院間ネットワークシステム（通称：なすびんネット）を構築している。泉州南部の医療機関において、患者さんの診療情報を共有し、切れ目のない継続した医療

を提供できるよう、当該システムへの参加の呼びかけと利用促進を図る。

カ. 地域医療構想調整会議、大阪府医療計画との整合性について

- 機能分化・連携については、毎年、開催される地域医療構想調整会議での議論と整合性のある形で進めていく。
- 「第8次大阪府医療計画（令和6年度～）」において、当院が果たすべき新たな役割が示されれば、それに対応できるよう取組を進める。
- ④ 医療機能等指標に係る数値目標を定める。
- ⑤ 一般会計負担の考え方
 - 原則として、市立貝塚病院と市関係部局との協議により、国の算定基準を基礎として決定した繰入金を受入れた上で、経営努力により黒字を確保できるよう、本計画に基づき経営強化を図る。
- ⑥ 住民の理解のための取組
 - 今後、泉州2次医療圏において市立貝塚病院に求められる役割を果たすために体制等を大きく変更する必要がある場合には、市民の皆様への説明会を開催する等、詳細な情報提供と意見聴取の機会を設ける。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ① 医師・看護師等の確保
 - 医師確保については、あらゆる機会を捉え、精力的に取り組む。
 - 勤務するすべての職員が、誇りと高い意欲を持って働くことができるよう“職員にとっても魅力ある病院づくり”に努める。
- ② 臨床研修医の受入れ等を通じ、若手医師の確保を図る。
- ③ 医師の働き方改革への対応
 - 原則、A水準（年間960時間未満）に収まるよう、医師の業務負担の軽減や業務の効率化、コメディカルへのタスクシフト・タスクシェアに取り組む。

(3) 経営形態の見直し

- 大阪府医療計画等で示された地域の中核的医療を担う基幹病院としての役割を果たしていくための最適な組織の在り方については、予断を持たず、引き続き検討していく。

(4) 新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組

- 平成27年4月に策定した「市立貝塚病院における新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画」に基づき新型コロナウイルス感染症に対応してきたが、今般の対応で得た知見を活用し、本計画をより具

体的な内容に改定し、それを実践することにより、新興感染症の感染拡大時に備える。

- 大阪府が策定する第8次医療計画（令和6年度～）と整合性のとられた内容となるよう必要に応じ改定する。
- 「感染症対策向上加算1」の届出病院として、地域の医療機関と定期的なカンファレンスを行うとともに、新興感染症発生を想定した訓練を実施していく。

（5）施設・設備の適正管理と最適化

① 施設設備の適正管理について

- 病院施設を適切に管理していくため、長寿命化を図るとともに、管理運営コストの削減や設備などの省エネルギー化を推進。

② デジタル化への対応について

- マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）及びこれを活用した薬剤情報や特定健診情報の連携については対応済である。今後、予定される電子処方箋の運用等についても速やかに対応していく。
- サイバー攻撃への対応としては、令和4年3月に厚生労働省が発出した「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン5.2版」等を参考とし、情報セキュリティ対策の強化及び非常時における診療継続計画（BCP）の策定に取り組んでいく。

（6）経営の効率化等

- 経営上の最重要目標を“経常収支黒字の確保”と定め、経営の効率化に向けた取組を推進していく。

① 経営指標に係る数値目標を定める。

② 経常収支比率及び修正医業収支比率に係る目標設定の考え方

- “経常収支黒字の確保”を

③ 目標達成に向けた具体的な取組

1) 収入増加・確保対策

- 医師確保対策
- 医療の質向上による患者確保対策
- 病病連携、病診連携の推進による収入増加の取組について
「紹介受診重点医療機関」の届出検討

- 適正な診療報酬の確保対策

- 未収金の管理強化

2) 経費削減・抑制対策

- 職員配置等の最適化

- 材料費削減対策（共同調達等）
 - 減価償却費の抑制策（効率的な設備投資）
 - 委託料の見直し
- 3) 患者サービス等の推進
- 患者サービスの向上について
 - 広報活動等の充実強化
- 4) マネジメント体制の強化
- マネジメント体制や事務局体制の強化
 - 職員のモチベーション向上を目的とした評価制度の導入について
 - 職員の経営意識の向上について
 - 外部アドバイザーの活用
- ④ 経営強化プラン対象期間中の収支計画
 経常収支比率 100%以上（経常収支黒字）を目標として作成する。
3. 市立貝塚病院経営強化プランの実施状況の点検・評価・公表及び改定
- (1) 点検・評価・公表等の体制、公表の方法
- 本プランの実施状況、進捗状況及び達成状況については、市立貝塚病院運営審議会で点検・評価を行う。
- (2) 点検・評価・公表の時期
- 毎年9月を目途に行うものとする。
- (3) 経営強化プランの改定
- 本プランに掲げた数値目標の達成が著しく困難である場合、保健医療計画や地域医療構想において、市立貝塚病院に求められる新たな役割が生じた場合には、速やかに計画の見直しを行う。

Ⅲ. 策定スケジュールについて

【貝塚市】

令和5年1月10日（火）～1月27日（金）パブリックコメントの実施
 令和5年2月17日（金）市立貝塚病院運営審議会
 令和5年3月（予定）市議会・議員総会で報告

【地域医療構想関係会議】

令和4年12月22日（木）泉州病院連絡会【説明済】
 令和5年1月26日（木）泉州医療・病床懇話会
 令和5年2月頃 泉州保健医療協議会

以 上